

# 平成20年第13回教育委員会記録

平成20年8月13日（水）

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

日 時 平成20年8月13日(水) 午後2時00分～午後3時42分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 職務代理者 大藏 雄之助  
委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ  
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 小林 英雄 教育改部 長 森 仁司

庶務課長 中村 一郎 教育課 長 種村 明頼

教育委員会統括事務指導主事 筒井 鉄也 学校適正配置課 長 徳嵩 淳一

学務課長 加藤 貴幸 郷土博物館長 村上 茂

済美教育一長 小澄 龍太郎 済美教育一長 坂田 篤

済美教育一長 田中 稔 中央図書館長 和田 義広

事務局職員 庶務係長 佐藤 則幸 法規担当係長 佐野 太一  
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 20名

### 会議に付した事件

#### (議案)

- (1) 議案第68号 杉並区教育委員会に勤務する指導主事の旅費支給規程の一部を改正する規程
- (2) 議案第69号 杉並区立小学校において使用する教科用図書(平成21～22年度使用)の採択について
- (3) 議案第70号 杉並区立特別支援学校並びに杉並区立小学校及び中学校の特別

支援学級において使用する教科用図書（平成21年度使用）の採  
択について

(4) 議案第71号 杉並区教育委員会教育長の給料の特例に関する条例

**(報告事項)**

- (1) 「教育基本条例等」の制定に係る有識者等からの意見聴取について
- (2) 平成20年度学校支援本部新規設置校への財政支援について

## 目 次

会議録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

### 議案審議

議案第68号 杉並区教育委員会に勤務する指導主事の旅費支給規程の  
一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案第69号 杉並区立小学校において使用する教科用図書（平成21～  
22年度使用）の採択について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

議案第70号 杉並区立特別支援学校並びに杉並区立小学校及び中学校  
の特別支援学級において使用する教科用図書（平成21年  
度使用）の採択について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

議案第71号 杉並区教育委員会教育長の給料の特例に関する条例・・・・・・・・ 25

### 報告事項

(1) 「教育基本条例等」の制定に係る有識者等からの意見聴取について・・・・ 16

(2) 平成20年度学校支援本部新規設置校への財政支援について・・・・・・・・ 18

**委員長** ただいまから、平成20年第13回教育委員会定例会を開催いたします。

皆様方、お暑いところ、またお忙しいところありがとうございます。

本日の議事録の署名は宮坂委員にお願いいたします。

本日の議事日程はご案内しましたとおり、議案が4件、報告が2件となっております。

日程第4、議案第71号は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条に基づきまして、区長からの意見聴取案件となっております。したがって、以上の議案の審議につきましては、同法律第13条によりまして、会議を非公開とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第71号の審議は非公開とさせていただきます。

審議に先立ちまして、傍聴の皆様方に申し上げます。会議における言論につきまして、批評を加えたり、賛否を表明したり、私語・雑談などをされませんよう、また、みだりに傍聴席を離れないよう、また、携帯電話の電源を切っていただくことについても、よろしくご協力のほどお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第1、議案第68号「杉並区教育委員会に勤務する指導主事の旅費支給規程の一部を改正する規程」を上程し、審議いたします。

庶務課長のほうからご説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは私のほうから、議案第68号「杉並区教育委員会に勤務する指導主事の旅費支給規程の一部を改正する規程」について、ご説明申し上げます。

教育委員会事務局及び済美教育センターに勤務する指導主事の旅費は、「杉並区職員の旅費に関する条例」の規定に基づき計算することになってございます。

同条例では、外国旅行の旅費として、旅行雑費、宿泊料、食卓料など、その額は職務の級に応じて計算することとなっております。この職務の級は、「杉並区職員の給与に関する条例」に定める行政職給料表(一)を基準に区分をされてございますが、指導主事は「東京都学校職員の給与に関する条例」の適用を受けるため、指導主事の職務の級を行政職給料表(一)の相当する職務の級に置きかえる必要がございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。1ページでございます。

別表1の中欄及び下欄に規定する小学校、中学校教育職員給料表及び高等学校等教育職員給料表の旧号級に応じて、上欄に規定する行政職給料表(一)の相当する職務の級が適用されます。

施行期日でございますが、令達の日から施行し、平成20年4月1日から適用することとさせていただきます。

大変簡単でございますが、以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**委員長** では、ただいまのご説明にご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。

(「なし」の声)

**委員長** 特にご質問、ご意見はございませんようですので、お諮りいたします。

議案第68号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第68号は原案どおり可決いたします。

ありがとうございました。

続きまして、日程第2、議案第69号「杉並区立小学校において使用する教科用図書（平成21～22年度使用）の採択について」を上程し、審議いたします。

済美教育センター副所長からご説明をお願いいたします。

**済美教育センター副所長** それでは、私から、議案第69号「杉並区立小学校において使用する教科用図書（平成21～22年度使用）の採択について」のご説明をさせていただきます。

はじめに、今回採択候補となっている教科用図書の概要についてご説明を申し上げます。

このたび採択していただく教科用図書につきましては、平成21年度から22年度の2カ年で使用するものでございますが、前回の平成16年度の採択以来、小学校教科書目録には、新たに文部科学省の検定を経た教科用図書は掲載されておられません。また、平成23年度には、学習指導要領の改訂に伴い、教科用図書が改訂されるため、平成22年度に採択をし直す必要があることから、このたびご審議いただく教科用図書については、各社とも字句の訂正や図表の差し替えがある程度で、内容や表記には大きな変更はございません。

したがって、このたびは前回の平成16年度に採択審議していただいた教科用図書と同様の種目、発行者について、ほぼ同様の内容ではございますが、審議をお願いいたしたいというふうに存じます。

次に、調査事務の経過についてご報告を申し上げます。

教科用図書の調査研究につきましては、「杉並区立学校教科用図書の採択に関する規則」、同調査事務処理要綱、そして同調査事務に関する手引きに基づいて適正に行われました。5月1日に第1回教科用図書調査委員会を開催し、4回の協議を通して、すべての教科書について調査研究を行いました。その際、種目ごとの教科書について調査研究を行う種目別調査部会や、各小学校による調査研究結果、そして教科書展示会で寄せられました区民からのご意見を参考にしま

とめられました。教科書展示会は6月10日から7月4日まで、中央図書館等5カ所で実施され、延べ194名の来館があり、100通のアンケートが提出されました。

なお、調査研究結果につきましては、7月23日に教科書調査委員長から教育委員長に報告書の形式でご報告をさせていただいたところでございます。

提案理由につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条及び第14条の規定に基づき、区立小学校で使用する教科用図書を採択する必要があるため、ご審議をお願いするものでございます。

議案の朗読は省略させていただきます。よろしくご審議ください。

以上でございます。

**委員長** 今までのところで、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声)

**委員長** それでは、審議する順番でございますが、議案の参考資料の種目順に審議を行いまして、採決の決議をし、順次、次の種目に移り、決定していく方法とさせていただきます。

次に、審議の方法ですが、各委員がその種目ごとに採択すべきと考える教科書について集約し、一覧にした資料を作成しまして、その資料をもとに審議を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** これから、事務局から各委員に用紙を配付させていただきますが、配付されました用紙に、その種目ごとに採択すべきと考える教科書の発行者1社に○印をご記入していただき、記入が終わりましたら、事務局に回収していただきたいと思っております。

それでは、事務局から記入用紙の配付をお願いいたします。

(記入用紙配付、各委員記入)

**委員長** ご記入は終わりましたでしょうか。

それでは、各委員が記入されました用紙を、事務局のほうで回収をお願いいたします。

この後、ご記入いただきました内容をもとに、事務局に集約した資料を作成していただきます。資料作成に時間を要しますので、一旦休憩とさせていただきます。

委員会再開後は、集約した資料を各委員に配付していただき、その資料をもとに審議を行います。

では、2時25分までということをお願いいたします。

(休憩)

**委員長** では、先ほど申し上げました時間になりましたので、委員会を再開いたします。

事務局で集約していただいた資料の配付をお願いいたします。

(各委員に資料配付)

**委員長** では、審議に当たりましては、発行者名を明らかにしてご発言いただければと思います。

まず、国語から始めます。現行の使用教科書が光村図書出版となっておりまして、教育委員の皆様全員が光村図書出版ということでございます。

何かございますか。

**大藏委員** 全般についていいですか。今回のことについて、教科書が非常にたくさんありますので、前回のときにも事前に相当な時間を使って、みんな読むことにしました。そして報告をしたわけですが、今回は、先ほどご説明がありましたように、学習指導要領が変わっていない、古いものに準拠しておりますので、教科書もほとんど変わっていない。どこか細かいところが変わっているかもしれませんが、私は変わったのも気がつきませんでした。しかし、今回も全部読みました。

そして、前回の審議は、新しい教科書でしたから、皆さんご記憶のとおり、非常に時間をかけてまして討議をしました。私も読んだものをコンピューターに入れて、詳細なメモをつくって、それを時間がありませんから、全部委員会の席で申し上げることはできませんでした。しかし、その大部分はお互いに討議をして、この教科書を採択したわけです。

それで、今回読み直してみましても、特に意見が変わるといふふうなものはありませんでした。ただ、前回、どういうふうになって、それが決まったかについては、古い議事録を見ていただければ、全部の委員が発言したことが書いてありますので、現行教科書をどうやって採択したかがそこにあります。

ただ、今回読み直してみても、やっぱり前回気がつかなかったことについて、幾つか気がついたことがあります。ただ、意見を変えたりして悪いということではありませんが、不思議なことに一つだけ気がつきましたので、国語の教科書について、念のために申し上げておきたいと思えます。

それは、どの教科書も、5社ともみんな同じなんですけど、原稿用紙の使い方というのを説明している。升目の原稿用紙ですね、400字か200字かわかりませんが。この原稿用紙の使い方というのが、5年生であったり、6年生だったり、少し違いますけれども、どれもあります。どれもが、私が非常に不思議に思ったのは、かぎ括弧をつけたときに1升とります。それはそのとおりです。そして長い文章で、その人がしゃべったことの内容だと、それがずっとあって、終わりのところに丸、かぎ括弧が来るわけですが、次の行が、全部頭が1字分あいているんです。しかしこれは普通、私どもが原稿用紙に書くときにも、印刷した本でも、かぎ括弧でずっとつながっていくと



きは、次の行は頭から書いてあるんですが、どういうわけか教科書は全部1字下げで書いてあるんです。だから、これは教科書会社の方に聞いてみたほうがおもしろいと思います。こんなことまで学習指導要領で決めていると思いませんので、不思議なことだなと思いました。

だから、今回読んで、やっぱり幾つか気がついたことはあります。しかし、おもしろいのはそれぐらいで、他のことについては特にここで申し上げるほどのことはないと思います。

**委員長** 国語について、他にご意見ございますか。

どうぞ、教育長。

**教育長** 私も学校にいろいろな機会に行って、授業を見せていただいたり、子どもの様子を聞いたり、教員の話の聞いたりしているんですけども、例えば、国語なんかは、ちょうど5月、6月に学校に伺うと、「白いぼうし」とか、「スイミー」とか、いわば伝統的な定着した教材という語弊があるかもしれませんが、非常になじみの深い教材を扱っている時期なんですね。それで、「白いぼうし」なんて聞いていると、最後はタクシーの運転手さんの回想になるんですけども、そういえば自分もこの教材を扱ったことがあるなという、そういう思いがして、非常になつかしい場面に出会うことなんかがあるんです。

今、杉並の各学校で、非常に授業で工夫を進めていまして、教科書に見合ったワークシートであるとか、副教材なんかをそれぞれ工夫して作って、かなり学習の指導も工夫をされているんです。そういうことから考えると、学習指導要領も変わってないし、平成23年には変わりますが、今までの積み重ねの中で、各校それぞれ学習の仕方や指導の仕方を工夫して、蓄積してきたものがある。ここであえて教科書を変えるよりは、学習指導要領が変わるまでは、これまでの蓄積したものを踏まえて、さらに充実させていく、これも大切な捉えかたかなというふうに考えています。

ですから、これは後のすべての教科にも通じることですけども、そういう意味で、あえてここでそういった積み上げのあるもの、そして教材として、特段変えなきゃならない理由を持っているわけではありませぬので、継続して使うことが望ましいだろうというふうに考えています。

**委員長** 何かありますか。

**安本委員** 国語だけですか。

**委員長** はい。

**安本委員** わかりました。じゃ、もう少し後にお話しさせてください。

**委員長** 調査委員会のいろいろな調査でも、不採用に係る指摘ということもございませんようでした。したがって、国語は、従来どおり光村図書出版に決めさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

**委員長** では、そのようにさせていただきます。

次に、書写に移ります。書写も全員の皆様方、従来どおりということですが、いかがでございますか。

以前から、国語と一体的なほうが使いやすいというのが先生方のご意見でありますし、それから、調査委員会の報告書を見ましても、全く問題ないというふうに書かれております。光村図書出版ということによろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

**委員長** ありがとうございます。光村図書出版に決めさせていただきます。

次は、社会でございます。従来、東京書籍でございました。今回も全委員が東京書籍ということで、従来のものを書かれていらっしゃるんですが、何か特にございましたらお願いします。

調査委員会のほうも問題ないというふうに書かれております。従来使われておりました東京書籍ということによろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

**委員長** では、東京書籍に決めさせていただきます。

次は、地図であります。従来、帝国書院の地図を使用しておりました。4委員が帝国書院を推していらっしゃるんですが、宮坂委員が東京書籍ということでご記入になられていますが、何かご意見ありましたらお願いいたします。

**宮坂委員** 一言申し上げます。基本的に、冒頭でもお話がありましたが、今回は2年間であり、また新しい指導要領での教科書がまだできておりませんので、しかもどの教科書も前回においては十分に審議した結果ですから、基本的には私は従来どおりでいいという考えを持っております。

ただ、前回のときも、一人ひとり見た場合に100%その教科書がいいというより、バランス的にこの教科書は、別な教科書ではこの部分はこっちのほうがいいんだけど、ただ総体的に見ると、やはり現用の教科書がいいのではないかとということで決めた向きも多いと思います。私もその考えでもって、地図を一通り見ましたが、これも帝国書院といえば地図では老舗でありますし、それだけ蓄積されておりますので、十分だと思います。ですから、私は拘泥いたしません。他の方が帝国書院であれば、それで十分だと思います。ただ、私がとりあえず東京書籍を載せたのは、一つの理由には、国語と書写ほどではないんですが、社会が東京書籍であれば、やはり社会に付随するものとして、地図も同じ東京書籍のほうが使いやすいのではないかとということです。

ただ、内容的に見ますと、巻末の世界の国々と国旗の件では、むしろ帝国書院のほうが見開きが大きく、見やすいんです。その面で私は帝国書院も十分使えるし、現実にも今まで使ってきたん

ですから。もう一つ私は、日本の旧地名がありますよね、武蔵の国、相模、土佐、出雲、薩摩などのいろいろな地名と現在の県との組み合わせが、ちょっとわからない。これが何か見開きで1ページくらいあれば、いろいろ社会で使うとき、あるいは時代小説を読んだりするときに便利じゃないかなと、そういう意味で、これは前回も確か申し上げたんですが、その面で見ますと、小さいですが、東京書籍にはそれがあるんです。帝国書院にはそれがありません。それと、社会が東京書籍であれば、合わせたらどうかなという意見ですが、もちろん固執いたしません。皆さん帝国書院であれば、これも十分に立派な教科書であり、調査委員会からの評価も非常によろしいですから、構いません。ただ参考として申し上げただけです。

もう一つ参考に申し上げますと、北方4島については、帝国書院、東京書籍ともきちっと載せていますが、竹島、尖閣列島については、まだどちらもケアしておりません。これは今回の採択とは全く関係ありませんので、参考までに、私の気づいたところでございます。

以上でございます。

**委員長** ほかにございますでしょうか。

かなりの不備があったりとか、もうちょっと決定的な要因があれば、変えることも十分検討しなきゃいけないと思うんですが、宮坂委員から変更されなくともよろしいというふうなお言葉もいただいていますから、この際、継続ということで、先生方の使い勝手もよろしいでしょうし、そのまま帝国書院ということで決めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** どうもありがとうございました。

では、地図は帝国書院とさせていただきます。

次に、算数に入ります。啓林館ということで5人の委員の方がご推挙されていらっしゃるわけなんですけど、何かございましたらお願いします。

**安本委員** よろしいですか。

**委員長** どうぞ、安本委員。

**安本委員** 啓林館ともう1社、これは前の採択のときもとても迷った会社でありまして、今回も実は算数に関しては、その2つの教科書を重点的に見させていただきました。あと種目別調査委員会の資料、あと展示会のアンケート、すべて目を通しまして、算数に関しましては、やはり先生方のご意見もいろいろおありというふう聞いていましたし、拝見させていただきました。

先ほど教育長がおっしゃいましたように、先生方が工夫と努力をなさって授業を進めているということは、私も学校に伺うたびに感じていることの一つではあります。啓林館の教科書の種目別調査委員会の資料にも、それはいろんなことが書いてあったんですけども、皆様が努力して

使っていらっしゃる様子がよくわかりました。学校に伺って子どもたちの様子を見ていても、それはよくわかります。

また、もう一つには、啓林館の教科書にやっと慣れてきたというような表現も拝見しましたし、あと一番気になったのが、項目の並び方がもう少しわかりやすくというか、順を追ってやってくれたらいいなみたいなことも書いてあったんです。これはアンケートにもあったかもしれませんが、でも、そのところは努力と工夫ということで、先生方が努力なさっていることに私は敬意を表したいと思っております。

よって、一応、啓林館というふうにしましたけれども、やはり先ほどからどの委員もおっしゃっておりますように、学習指導要領が変わっていないこと、あと現場が今これを使って、やっと4年間で現状に持ってきたということを鑑みて、私は、一応啓林館というふうに書かせていただきました。

ただ、私は教科書を済美教育センターのほうで拝見したんですけれども、もしお時間があれば見にいらっしゃると楽しいのではないかと思うんですが、いろいろな教科書があるんです。それこそ明治の教科書からずっとあるんですが、自分が習った教科書をぺらぺらと、自分の年代のあたりを見ると、私はそんなに能力があるわけではないのに、こんなに難しいことをこの年齢でやっていたんだなということはすごく感じました。ただ、それはその時代、その時代もありますので、どうというふうには言えないんですけれども、全般的に今の教科書は、私は採択に関わるのが、これで3度目になるんですが、2度目のときにすごく感じたんですが、本当にカラフルで楽しげで、おまけはいっぱいいつているし、それはそれでいいのかもしれませんが、私はどうしても納得ができない。教科書というものに対しての、私のイメージですけれども、納得ができない。教科書を教えるのではなくて、教科書で教えるという、そういう基本的な大原則を忘れた教科書が多いんじゃないかなというふうに、今回もまたその気持ちを新たにいたしました。教科書会社の方にはご再考願いたい。子ども心をつかむのではなく、子どもの能力をつかむ、子どもの能力を高めるような工夫がなされる教科書が全般的にあれば、もう少しいいなというふうに思いました。

啓林館につきましては、私どもが選んだときも問題数が多いとか、あと書き込みやすいという点で先生方の意見が一致したように記憶しております。そのことについては、私は今、啓林館を見ましてもそのとおりでと思っていますが、いろいろな意味で、本当のことを言えば、別の教科書をとすることも端には浮かびましたけども、いま一度、あと2年間、啓林館を使ってみたいなというふうに思いました。

以上でございます。

**委員長** ほかにどうですか。

教育長。

**教育長** 今、安本委員のほうから、教科書の体裁というか、構成というか、恐らく挿絵だとか、絵だとか、吹き出しだとかという、そういったことも含めて、全体のレイアウトというか、そんなことにも触れられたんだと思うんですけども、実は教科書が紙に印刷された媒体でなければいけないという厳密な規定はあるのかと。例えば、これがデジタルベースで提供されるようになった場合、音入り、動画入りの教科書が登場してくる可能性もあるわけです。でも、それはやっぱり使う側の使い勝手ということをまず考えなきゃいけないし、何を教えるのかということころを飛ばして、おもしろおかしく作ればいいのかというわけじゃないですから、当然工夫はされると思うんですけど、今後そういうあたりが議論されるときが来るかなというふうに思っています。

今度の学習指導要領の改訂の中で、私は算数の教科書が一番大きく変わるんじゃないかなというふうに予想しています。それは、今の学力に関する議論が、勉強の量が少なくなったというか、学習の内容が減ったから、今までできたことができなくなったという議論があるわけです。それで、今までできたけど、教科書が薄くなって学習内容が少なくなったからできなくなったんだと。だからもっとやることを多くして、学習の量を増やしていかなきゃいけないという話も出ていて、それをそのまま踏まえれば、多分教科書が厚くなってくると。内容も増え、かつ、それについての練習問題等も増えてくるというふうに予想はしているんです。

それがいいか悪いかは、もっとこれから議論をしていかななくてはいけないので、まだ出てくる前からここでしてもしょうがないからこれぐらいにしますけれども、そういうふうに考えると、今、一応定着したものについては、これはこれで使っておいて、恐らく次の採択のときには、学習の量が本当に学力に結びついていくのか。学び方とか、教え方とか、そういったものとの関係はどうなのかということも議論していかななくてはいけないというふうには考えています。

そんなことから、前回の採択の議事録もよく読みました。なるほど、こういう議論があったんだということも読んでわかりましたけれども、私はそういう意味から、啓林館を継続でいいというふうに考えています。

**安本委員** もう一ついいですか。

**委員長** はい。

**安本委員** もう一つ気がついたんですけども、算数の教科書は、教科書にすごく書き込むんです。それはそれでいいのかもしれないんですが、私、気がついたのは、ノートをとれる子どもがすごく少なくなっているんです。中学に行くと、もちろん板書でお書きになったのを写すということもあるけれども、やはり書くということをもっと小さいうちから訓練させたいということ

はすごく思います。算数とかは、特に四角に当てはめて数字を書きましょうとか、これはどの教科書も同じですけども、そういうのが多くて、今教育長がおっしゃった、先を見据えてということになると、やはりそういうところも次回の採択とかでは少し着目して、書かせる訓練とか、そういうこともできるような教科書が出てくるといいなというのは、ちょっと算数を見ていて思いました。

**委員長** 算数については、前の議事録を見ますと、かなり時間を割いて、いろいろ我々も議論しております。安本委員が再度おっしゃっているような点もございますけど、5人が一致して啓林館でございますし、これに決定させていただきたいと思えます。算数は啓林館です。

続きまして、理科に移ります。教育出版ということで5人一致しているわけですが、何かご意見等ございますでしょうか。

特にございませんでしょうか。

(「なし」の声)

**委員長** ありがとうございます。

では、調査委員会等でも問題なしとなっておりますし、理科については教育出版ということにさせていただきます。

次に、生活です。大日本図書ということで5人一致しておりますが、何かございましたらお願いいたします。

大日本図書ということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

では、生活につきましては、大日本図書に決めさせていただきます。

次に、音楽でございます。東京書籍ということで5人の委員が推してらっしゃいますが、何かございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。問題ないというふうにも書かれておりますし、音楽につきましては、東京書籍に決めさせていただきます。ありがとうございます。

次に、図画工作でございますが、日本文教出版ということで5人が推されていらっしゃいます。何かご意見等ございましたらお願いいたします。

では、資料に書かれていますように、日本文教出版ということで各委員が推挙されていらっしゃいますし、このように決めさせていただきます。ありがとうございます。図画工作は日本文教出版です。

次に、家庭です。東京書籍を5人とも推されていらっしゃいます。何かございましたらお願いいたします。問題ないと調査委員会のほうでもなっておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。家庭は東京書籍に決めさせていただきます。

最後に、保健についてであります。学習研究社を5人とも推されていらっしゃるんですが、いかがでございますか。ございませんでしょうか。調査委員会のほうも全く問題なしというふうにされておりました。では、保健につきましては学習研究社に決めさせていただきたいと思っております。

以上で、すべて終わりましたが、済美教育センター副所長から総括して読み上げていただければと思います。

**済美教育センター副所長** それでは、採択していただきました発行者名を種目ごとに読み上げさせていただきますというふうに住じます。

国語につきましては、光村図書出版。書写、光村図書出版。社会、東京書籍。地図、帝国書院。算数、新興出版社啓林館。理科、教育出版。生活、大日本図書。音楽、東京書籍。図画工作、日本文教出版。家庭、東京書籍。保健、学習研究社。

以上でございます。

**委員長** ありがとうございました。

では、これで議案第69号「杉並区立小学校において使用する教科用図書（平成21～22年度使用）の採択について」の審議を終了いたします。

**大藏委員** 今のところについて、一言いいですか。

**委員長** はい、どうぞ。

**大藏委員** 杉並区の教育委員会は、マスコミからも、教科書会社からも、それから一般からも、一般の社会からも注目をされている、ありがたいことですが、ここで我々がしゃべったことについて、どこかでまた報道されるかもしれませんので、ついでに言っておきたいと思っております。

それは、もう既に指導要領は出ておりますけれども、それに基づいて2年後には新しい教科書が作られるわけですから、大きく変わると思います。これに関連しまして、政府の教育再生懇談会は、教科書を厚くしようと。ゆとり教育のためにこんな薄くなったと言っているんですが、それで新聞にもそのようなこと書いてあります。しかし、それは明らかに間違いであって、一番の問題は、財務省がとにかく教科書無償配布のために、1冊当たり幾らというのを制限しているんですね。だからこれを仮に、倍の厚さにしようと言っているようではございますけれども、倍の厚さにしたら、倍の値段にならないまでも、1.5倍ぐらいになると。その予算を財務省が認めるかということ、全然認めないんですね。前回、文科省が出した概算要求についても、全部ばっさり切られてゼロなんです。増額はなしということです。ですから、このような政府の考え方がある限り、教科書が大幅に改善して良くなって、子どもたちが使いやすくなるものではないと。なぜ薄くなったかということは、カラー化をした。それから、物価が上がったということを反映しているのであっ

て、だから何年か前よりは少し薄くなっているんですけども、定価は同じであるということなんです。

だからこういうところの論議は、非常にきめが荒くて、いい加減であると思っっています。だから本当に50年後、100年後の日本国民のことを考えるならば、教科書についても、それからそれ以外の教員の配分についても、財務省はちゃんと配分すべきであり、財務省に対して、総理大臣を初め全閣僚は、財務省に反省を求めるべきであると思っっています。だからそういう議論からしていかないと、教科書だけをやっても、私はそんなに変わらないと思っっています。

**委員長** 次に移らせていただいいていいですか。

次に、日程第3、議案第70号「杉並区立特別支援学校並びに杉並区立小学校及び中学校の特別支援学校において使用する教科用図書（平成21年度使用）の採択について」を上程し、審議いたします。

済美教育センター副所長からご説明をお願いいたします。

**済美教育センター副所長** それでは、引き続き、議案第70号「杉並区立特別支援学校並びに杉並区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書（平成21年度使用）の採択について」ご説明をいたします。

特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置にかかわる関係法令によって、毎年採択が行われることになっております。小学校教科用図書と同様、規則、要綱、手引きに基づき、特別支援教科用図書調査委員会を設置し、特別支援学校及び特別支援学級設置校における調査研究を参考に、合計182冊の図書について調査研究を行わせていただきました。

なお、研究結果につきましては、8月6日に調査委員長から教育委員長に報告書の形式で報告いたしました。提案理由につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条の規定に基づき、特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

議案の朗読は省略させていただきます。ご審議方、お願いいたします。

**委員長** ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

**大藏委員** 今、毎年採択するとご説明がありましたが、それで、杉並区には養護学校がありまして、それ以外に特別支援学級があるわけですけども、そういうところの1年生といっても、毎年違うわけですよ。一般の小学校、中学校であれば、平均的なということがありますが、これは平均的ではなくて非常に特殊で、割合に普通学級でもついていけるかなというぐらいの子どももいれば、もっと支援が必要な子どももいます。それから、非常に偏っていて、情緒の部分



については非常に不安があるけども知能の部分は高いとか、いろんな問題があつて、これを採択しましても、どの学校のどの学年にどの教科書を持っていくかということは、細かくその状況を見ながらやっていかなければならないと私は伺っております。

そういうことからしますと、教科書を専門家に任せるということではなくて、教育委員それぞれが細かく意見も言えないというのは、それぞれ現場に行かないとわからないという問題があるからだと思しますので、私は全般として、ご報告をいただいたものに準拠するほうがいいと思っています。

**委員長** ほかにございますか。

先ほど副所長からのご説明にございましたように、特別支援教育教科書調査委員会から分厚い調査報告書もいただきまして、我々委員もそれを参考にさせていただいております。特別支援教育教科書採択候補一覧（平成21年度使用）のとおり採択したいというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声）

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第70号は原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

それでは、日程第5、報告事項の聴取に入らせていただきます。「『教育基本条例等』の制定に係る有識者等からの意見聴取について」、「平成20年度学校支援本部新規設置校への財政支援について」、以上2件を一括して教育改革担当部長からご説明をお願いいたします。

**教育改革担当部長** それでは、私から、所管事項にかかわる2点の報告をさせていただきます。

まず、報告事項の1番目でございます。「『教育基本条例等』の制定に係る有識者等からの意見聴取について」でございます。

教育基本条例等の制定に係る課題につきましては、「杉並区教育基本条例等に関する懇談会」から、昨年9月に、「教育基本条例等に関する提言」を受けたところでございます。この提言につきまして、その後、議会等へ報告した際に、様々なご意見が寄せられたところでございます。こうしたご意見等を踏まえ、広く知見を集め、区民合意を形成しながら取り組むこととしたところでございます。

そこで、こうした方針のもとに、今年5月に庁内の教育立区推進本部のもとに検討組織を新たに設けまして、有識者等からの意見聴取のプロジェクトにつきまして、検討を進めてきたところでございます。このたび、その企画内容がまとまりましたので、その概要を報告させていただくものでございます。

お手元の報告資料のほうをご覧ください。

まず、目的でございますが、資料記載のとおり、有識者などから幾つかのテーマに沿って広くご意見を伺う機会を設け、そうした有識者の方から聴取した内容を今後の条例等の検討に反映させるとともに、教育基本条例等の制定に向けた機運の醸成を図ることとしております。

具体的なテーマでございますが、2に記載のとおり、(1)から(4)まで、4つのテーマを設定したところでございます。

このテーマに基づきまして、具体的な企画の内容でございますが、3に記載しているとおりでございますが、意見聴取の形式としましては、2つございます。1つは、インタビュー形式、2つ目として、パネルディスカッション形式で予定したものでございます。

まず、インタビュー形式でございますが、(1)に記載のとおり、有識者の方からインタビューによりご意見を聴取し、最終的にその内容をブックレットに編集し、記録することとしております。

具体的な有識者の候補でございますが、東京大学特別栄誉教授でノーベル物理学賞を受賞された区内在住の小柴昌俊氏、2人目が、聖路加国際病院の名誉院長でございます日野原重明氏、このお二方には、2に記載のテーマのうち、1番目のテーマに沿ってご意見を伺う予定でございます。3人目が、建築家の安藤忠雄氏でございます。安藤氏には2番目のテーマをお聞きしてまいりたいと考えております。それから4人目、編集工学研究所所長の松岡正剛氏、この方にはテーマの4をお聞きしてまいりたいと考えております。インタビューに当たりましては、②に記載してございますが、フリーアナウンサーで幅広くご活躍される一方、杉並区の学校教育コーディネーターもなさっていただいております香月よう子氏をお願いしてまいる予定でございます。

次に、パネルディスカッション形式でございますが、(2)に記載のとおり、討論のテーマですが、記載のテーマのうち、3番目のテーマに基づきまして、仮の題でございますが、「地域ぐるみで教育立区をめざして～学校・家庭・地域の役割と協働～」ということでご議論いただきたいと考えております。

実施予定日、会場は記載のとおり、少し先になりますが、2月7日土曜日、セッション杉並のホールで開催してまいりたいと考えております。

講師の方としましては、外部から3人予定してございまして、まずコーディネーター役として慶応義塾大学教授の金子郁容氏、それからパネラーとしましては、評論家の大宅映子氏、並びに東京工業大学の大学院教授であられる橋爪大三郎氏を予定してございまして、この外部の方々に、杉並区長を加えて、4人の方でパネルディスカッションを進めさせていただく予定でございます。

裏面をご覧ください。

開催形式でございますが、「地域ぐるみで教育立区」ということで、区を挙げて取り組んでい

ることも踏まえ、杉並区と杉並区教育委員会との共催事業ということで実施してまいりたいと思います。

その他でございますが、このイベント当日は、このパネルディスカッションの前段で、杉並区教育委員会が進めております学校支援本部並びに地域運営学校の実施校の事例紹介の催しもあわせて行ってまいりたいと考えております。

次に、4の普及啓発でございますが、先ほども触れさせていただいたとおり、インタビュー形式で有識者の方からご意見を伺った内容につきましては、ブックレットに取りまとめ、2月7日のイベント開催時に参加者の方にお配りする一方、学校関係者あるいは区民の方などにも広く配布し、普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、ブックレットには「意見はがき」を綴じ込んで、区民の皆様方から広く意見を募り、寄せられたご意見などは、その後の検討作業などに反映させてまいりたいと考えているところでございます。

最後、今後のスケジュールでございますが、この後9月から11月にかけて、順次、有識者の方とスケジュール調整等を行いながらインタビューを実施した後、12月から1月にかけてブックレットを取りまとめ、2月7日、パネルディスカッションの開催ということで進めてまいりたいと考えております。

なお、2枚目に別紙をおつけしておりますけれども、4つのテーマの内容と、7人の有識者の方と意見聴取形式を一覧で改めて整理させていただいた資料でございますので、後ほどご参照願いたいと思います。

今後は、この企画書に基づきまして、有識者等から順次意見を聴取するとともに、庁内検討組織のもとで、古今東西の教育に対する考え方などを収集、整理した上で、条例等の検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、「平成20年度の学校支援本部新規設置校への財政支援について」です。このたび、20年度から新規に財政支援を行う学校支援設置校を選定いたしましたので、これについて引き続きご報告させていただきます。

資料のほうをご覧ください。

学校支援本部は、ご案内のとおり、19年度までに小中学校合わせて、合計17校で設置されておりますけれども、このたび、20年度の新規の募集、選定手続を経まして、資料記載のとおり、今年度、新たに16校を選定したところでございます。

以下、資料に沿ってご説明申し上げます。

1の募集期間及び応募状況でございますが、記載の募集期間で募集したところ、小学校11校、

中学校 8 校、合計 19 校から応募がございました。

それを受けまして、2 の選定方法、経過でございますが、事務局内に選定委員会を設けまして、書類審査とあわせて当該校の校長並びに学校支援本部の代表者の方々などを対象にヒアリングを実施し、選定したところでございます。

審査の視点は、記載の 4 点を中心に、様々な角度から進めさせていただきました。

具体的な選定経過は記載のとおりでございますが、書類審査、ヒアリング審査を経た後、個別該当校との調整を含めた審査を行い、7 月 29 日に最終審査をし、選定したところでございます。

こうした手順を踏みまして、3 に記載のとおり、応募校 19 校の中から最終的に 16 校を選定いたしました。小学校は 9 校、中学校は 7 校、具体的な校名は記載のとおりでございます。

その他としましては、従前、1 校当たり、財政支援としまして 50 万円の事業費に係る支援を行ってまいりましたが、ご案内のとおり、今年度から文部科学省のほうで「学校支援地域本部事業」を向こう 3 年間にわたって実施するというので、杉並区におきましても、この事業に係る財政支援を活用しまして、今年度から地域コーディネーターなどの人件費等をあわせて支出し、財政支援の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、参考資料をおつけしておりますけれども、参考資料のほうには、年度別の設置状況を整理したものをおつけしております。ご覧のとおり、今回の新規設置校を加えますと、一番下の累計欄に記載のとおり、小学校は 18 校、中学校は 15 校、合計 33 校となりました。したがって、区立小中学校 66 校のうち、今年度で半分の学校に支援本部が設置されるという状況になったところでございます。

教育ビジョン推進計画におきましては、22 年度までに小中学校全校で学校支援本部を設置することとしております。今後とも計画的に学校支援本部の立ち上げ、並びに活動の支援を行いながら、この目標達成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

私からの報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

**委員長** では、最初の部分の「『教育基本条例等』の制定に係る有識者等からの意見聴取について」、この件につきまして何かありますか。

**大藏委員** 重箱の隅のようなことで申しわけないんですけども、パネラーというのが日本語としても確立されているのかどうか私は知りませんが、英語ではパネラーというのは壁にぴったりくっつくものことであって、こういう会議で発言する人のことはパネリストと言います。ですから、日本の辞書でパネラーでもいいのかどうか私は知りませんが、念のために申し上げます。パネリストというのが正しい英語だと思います。

**委員長** ほかにございますか。

**宮坂委員** このインタビューに答える先生、あるいはパネラー、パネリストの先生方というのは、どういう基準で判断というか、決めていらっしゃるのでしょうか。もちろん向こうのほうの都合も一応聞くわけですよね。ですから、その際のやりとりみたいなのはどこでやられたのでしょうか。

**教育改革担当部長** 先ほど申し上げたとおり、今回の有識者の方々からの意見聴取のプロジェクトにつきましては、庁内のほうに検討組織を設けまして、検討しました。

手順としましては、当然ながら、まずどういったテーマに基づいてお聞きするかということで、具体的なテーマについての絞り込みを行いまして、資料に記載のとおり、4点のテーマをまず設定したところでございます。

これに沿って、現在、この意見聴取のプロジェクトの目的、趣旨から照らして、どういった方々がいいか、検討組織の中でかなり多くの候補の方々を俎上にのせながら絞り込みを行ってきたところでございまして、一定程度、候補ということで、あくまで具体的な先方との調整という手順が入ってまいりますけれども、そうした中で、候補の中から相手方のほうとの調整を経て、最終的にご了解いただけた方を今回有識者候補という形でご報告させていただいたものでございます。

いずれにしましても、概ねそれぞれのテーマに沿って、十分ご自身の肉声でお話しいただける、それぞれの分野での実績、見識を持った方々というふうな考え方で人選を進めたところでございます。

**宮坂委員** 検討委員会は内部で決めるわけですね。だれが検討委員になるかということ自体は。

**教育改革担当部長** 検討委員会ですか。

**宮坂委員** どういうテーマをつくるか、どういう人を頼むかということ調べる検討委員というのは。

**教育改革担当部長** それを内部の検討組織で検討を進めてきたということでございます。

**大藏委員** さっきの「パネラー」は、説明がよくなかったのもう一回言います。パネラーというのは大工さんとか指物師のことです。パネルをつくる人のことです。この内容ではないですね。

**教育改革担当部長** 今後、ご指摘を踏まえて、資料を作成する際には留意して調整してまいります。

**委員長** では、2点目の「平成20年度学校支援本部新規設置校への財政支援について」、何かご質問等ありましたら。

**安本委員** よろしいですか。

**委員長** どうぞ。

**安本委員** その他のところで、1校当たり50万円の事業費に係る財政支援というところなんですけれども、地域コーディネーターという言葉がここに突然出てきているのですが、これは学校支援本部をコーディネートするという意味ですか。学校教育コーディネーターとかいろいろあるんですけれども、私が聞き漏らしているのかもしれないけれども、この役割とどういう方がなるのか教えていただけますか。

**教育改革担当部長** 杉並区独自に設置し、取り組んできた学校教育コーディネーターがございませぬけれども、ここで言うております地域コーディネーターは、国の学校支援地域本部事業の中で、委託事業として様々な財政支援を想定していますけれども、その中での人件費相当分を、地域コーディネーターの方の分を支出するというので、国のほうで示してきた言葉でございます。具体的な役割という点で言えば、例えば、学校側の教育支援に関わる様々なニーズの把握を初めとしまして、学校支援人材のコーディネート、あるいは学校支援事業プログラムの企画や運営ということでございます。

したがって、従来、杉並区が独自に取り組んでまいりました学校教育コーディネーターの仕事とかなり重なってくる部分が当然ございますので、当然ながら今後、国費を活用して、学校支援に対する支援を進めるに当たっては、これまでの学校教育コーディネーターについても、この国費を活用した支援を進める中で、再構築をしてまいりたいと考えているところでございます。

**安本委員** 何人もいらっしゃるんですか。1つの学校支援本部に何人いらっしゃるんですか、その地域コーディネーターは。

**教育改革担当部長** 当然ながら、こういうふうな役割を担う方に対して、人件費相当分として支援をしていきますよということですから、そういった役割、お仕事をさせていただける方、1名という限定は当然ございませんけれども、一定の財政支援の枠、制約はありますけれども、各支援本部のほうから適任と思われる方をお出しいただくということで、こちらから何かあらかじめ指定するとか、そういうことではございません。

**安本委員** それじゃ、現在の学校教育コーディネーターの人がこれになるということは十分考えられると。

**教育改革担当部長** そういったことも考えられますが、基本的に兼務してと、二重にということは、役割なりから考えるとちょっと難しいですので、その辺は今申し上げたとおり、こうした国費を活用した地域コーディネーターの人材ということで動いていただける方が出てくれば、当然、今までの区独自の学校教育コーディネーターについては移行していく、切り替えていくということ、それを再構築というふうに申し上げてはございますけれども、この辺については、学校教育コーディネーターの皆様にも、会合などでも、そうした考え方は既に若干ご説明しているところでござい

ます。今後もその辺については誤解、混乱のないように説明はきちんと行いながら、適切な学校支援活動が行われるように努めてまいりたいと考えております。

**安本委員** 混乱というか、それもあるんですけども、やっぱり学校教育コーディネーターの方々はそれなりの力もあるし、地域にも密着しているし、何よりも本当にどの方も真剣に取り組んでいらっしゃるのをよく存じ上げておりますので、やはり国からこういうのが来て、地域コーディネーターという名前になったと、来た途端に再構築というやり方をお取りにならないでいただきたいなど、ちょっと感じましたので。

**教育改革担当部長** はい。

**安本委員** もう一つよろしいですか。

和泉中と和泉小と新泉小なんですけれども、これは3校で50万円ということではないですよ。

**教育改革担当部長** そうですね。当然3校分というふうなことで対応させていただいています。

**安本委員** わかりました。ありがとうございました。

**宮坂委員** 22年度までに一応、全校という目標ですよ。

**教育改革担当部長** はい。

**宮坂委員** 現在の学校評議員との関連というのはどうなんですか。

**教育改革担当部長** 学校支援本部と学校評議員制度は全く別のものございまして、恐らく地域運営学校、学校運営協議会との関係だと思えますが、あくまで学校支援本部は、学校と外部の人材をつなぐ受け皿として、さまざまな学校支援活動を行っていただく任意の団体でございますので、いわゆる学校評議員とは全く別の性格というふうにご理解いただければと思います。

**宮坂委員** でも、当然、学校評議員との話し合いとか、そういう接点はもちろんあるわけですね。

**教育改革担当部長** 学校評議員の方の中にも、当然、具体的に学校支援本部で展開している様々な支援事業にかかわられるという方もいらっしゃるかと思います。ただ、いわゆる組織としては全く別のものというふうにご理解いただければと思います。

**大藏委員** 国のこの規定は細かく決まっているんですか。地域コーディネーターは何人だとか、どういうふうなことをする人とか。

**教育改革担当部長** 基本的に国費を活用して、区のほうで歳入として受けながら、財政支援を充実させるということですから、具体的な使途等については、委託事業という考え方で来ていますので、ある程度の財政支出についての枠組みですか、フレームは当然示されております。それに沿って支出していくということになろうかと思います。

**大藏委員** 例えば、22年度までに全校に設置するというのは、設置すれば、当然その分についてはお金は増えてくるということですか。

**教育改革担当部長** そうですね。

**大蔵委員** では、例えば、そこにコーディネーターを2人ずつ置くと、杉並区が仮に決めたと。そうしたら2人分来るんですか。

**教育改革担当部長** いや、2人分来るといいますか、当然、一定の財政支援の額の枠組みというのがありますから、その枠の中で、地域コーディネーターにふさわしい人材として、具体的に各地域本部から上がってきた場合は、その枠組みの中で複数ということはありますけれども、それを超えて、例えば、単価何十万円の方を何人もということというのはちょっと難しいですね。

**大蔵委員** そうすると、国から杉並区教育委員会に来るのは上限があるということですね。

**教育改革担当部長** ある程度枠組みの中でうまく、順次、21年度、22年度というふうに校数が増えていきますので、その辺はうまく教育委員会のほうとしてもコントロールをしながら、自主的な、効果的な支援が行えるよう工夫してまいりたいと思っています。

ちなみに、個々の財政支援とは別に、それ全体を実行していくための実行委員会なども別途設けてまいります。その中には当然、学校教育コーディネーターのベテランの学校支援活動に従事されている方のノウハウ、お力なども実行委員会の中で何らか発揮していただくようなことも考えているところでございます。

**安本委員** 当然この地域コーディネーターというのは、平成18年度からの杉七小、和田中という、このあたりから、全部すべてにつくということですね。

**教育改革担当部長** そういうことも前提に、各地域本部のほうにお声かけをしまして、今後、具体的な計画等をお出しいただきながら、従来、当初予算では50万円で、6月の議会では補正予算を組んでご承認いただいておりますので、国のほうの決定を受けて、そうした方向で学校支援本部との協議調整をしながら対応してまいります。

**委員長** 安本委員が心配されているように、杉並型のいろいろな、何とかコーディネーターというのがたくさんあるわけですよ、既に。それに、また地域コーディネーターと出てきているわけです。だから、それと今までの在来のコーディネーターとの関係をどういうふうに結んでいくのかというのが大事なわけです。

だから、予算のほうからしたら、文部科学省は学校支援地域本部事業を行うのに当たっては、地域コーディネーターというのを持ってきているわけですよ。だから、自分たちの要望にすり替えるとか、何かうまく前へ進むように考えたほうがいいんじゃないですか。ややこしくなる一方ではないですか。

**教育改革担当部長** 言葉としては、国のほうで地域コーディネーターという言葉を使って、人件費部分についても手当していただけるような事業になったわけですが、要は、学校支援本部で通



常、事務局などを設けて、要になる方々がいらっしゃいますよね。その中で、先ほど申し上げたような役割を担うキーマン、キーウーマンといますか、そういった方々を地域コーディネーターというふうなことで、恐らく国は想定しているんだと思うんですが。

**大藏委員** 今までこういうことをやってくださる方は大体ボランティアで、雀の涙ほどの謝礼だとか日当だとかを払ったりしていますけれども、とにかくフルタイムでこれを仕事とするような収入は全くないわけですね。

**教育改革担当部長** 当然そうですね。

**大藏委員** 今度この人件費というのは大体幾らぐらい出るんですか。

**教育改革担当部長** 一応、私どもで想定していますのは、50万円ぐらい。

**大藏委員** そうですね、それならかなり出ますね。

**教育改革担当部長** 年間ですけれども。

**大藏委員** 年間で50万。

**教育改革担当部長** ええ。ですから、特に有償になったというふうに声を大にして言えるほどではないですが。

**大藏委員** そうですね、一月に4万円ぐらいですね。

**教育改革担当部長** ただ、今までは事業費を中心に支援をしていましたから、そうした人的な活動に対する手当として、今回の国費を活用する中で、もう少し充実を図ることができるということです。

**大藏委員** ないよりはいいですけども、しかし、夏の暑い日にちょっと冷たいものでも飲めば、もうなくなるような金額ですよ。

**教育長** あまりしっぽをつけてほしくないんですよ。どんぶりであぐらでいただいて、こちらでうまく差配できるといいんですけど、なかなか国費は細かいところまでしっぽがついてきますから、そこはできる範囲の中で工夫していくということになるかと思います。

**委員長** お願いいたします。

では、以上で報告事項の聴取を終わります。

それでは、会議の冒頭にお諮りしましたように、ここからは非公開とさせていただきますので、傍聴の方は、ご退出よろしくをお願いいたします。

**庶務課長** これから非公開になりますので、次回の日程だけご報告をさせていただきます。

次回の日程でございますが、8月27日水曜日、午後2時から定例会を予定してございます。よろしくをお願いいたします。

(傍聴人退出)

**委員長** では、審議を再開いたします。

日程第4、議案第71号「杉並区教育委員会教育長の給料の特例に関する条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長からご説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、私のほうから、議案第71号「杉並区教育委員会教育長の給料の特例に関する条例」についてご説明を申し上げます。

本年6月18日、区立杉並第十小学校の屋上天窓から児童が転落し、死亡するという大変痛ましい事件がございました。現在、事故の原因等につきましては、警察での捜査が進められてございますが、教育委員会といたしましても直ちに事故調査委員会を設置し、事故原因の究明及び再発防止に向けての対策等に向けて取り組んでいるところでございます。

8月5日には、当該児童の四十九日が過ぎ、教育長として、二度とこのような事故を起こすことのないよう、改めて決意を表すため、翌6日に、杉並区長とともに、給料月額2分の1を1カ月減額することといたしました。そのため、教育長の給料月額の特例を定める条例を区長の専決処分により制定するものでございます。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第71号、杉並区教育委員会教育長の給料の特例に関する条例。

右の議案を提出する。

平成20年8月13日、提出者、杉並区教育委員会教育長、井出隆安。

杉並区教育委員会教育長の給料の特例に関する条例を公布する。

平成20年 月 日、杉並区長、山田宏。

杉並区条例第 号、杉並区教育委員会教育長の給料の特例に関する条例。

杉並区教育委員会教育長の給料の月額は、この条例の施行の日から平成20年9月19日までの期間に係るものに限り、杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和54年杉並区条例第18号。以下「条例」という。）第2条の規定にかかわらず、同条に規定する月額からその2分の1に相当する額を減じて得た額とする。ただし、条例第3条に規定する手当の適用については、この限りではない。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

提案理由。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、杉並区長から杉並区教育委員会に意見を求められたため。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**委員長** では、ただいまのご説明にご質問、ご意見がございましたらお願いします。

**大藏委員** 前に、教育長を訓告にするとか何とか、いろいろな幾つかの段階がありましたが、それについて審議をして、厳重注意としたことはありますけれども、しかし、これは教育長がこうするということであって、教育委員会そのものがどうしようということではありませんから、私はこういうことだろうなと思います。

**委員長** ほかにございますか。

では、ございませんようでしたら、議案第71号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議ございませんようですので、議案第71号は原案どおり可決いたします。

これで、予定されました日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。どうもありがとうございました。